

大分県警察当直規程の運用について

令和5年3月31日
大通達甲（警務）第6号
警務部長から本部各課・
所・隊長、警察学校長宛て

（概 要）

この通達は、大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の運用に関し、必要な事項を定めたものである。